


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰		
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について					
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項		
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険税条例				
	部課機関	納税課				
<p>1. 要旨</p> <p>地方税法等の一部改正等に伴い、規則に定める様式（納税通知書）について、必要な改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①所得割額及び均等割額軽減の算出方法の変更に対応するため、必要な改正を行う。</p> <p>②延滞金の算出方法の変更に対応するため、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改正する等、必要な改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法律等に則り、国民健康保険税の賦課及び延滞金に関する事務を適正に遂行することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年3月 地方税法等の一部を改正する法律（所得割額関係） 公布</li> <li>令和2年 3月 地方税法等の一部を改正する法律（延滞金関係） 公布</li> <li>令和2年12月 東大和市国民健康保険税の一部を改正する条例（均等割額軽減関係） 公布</li> </ul> <p>文書課において審査済み。</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。